

資料 2

第41回（29年6月29日）部会資料
（再配布）

現行の食品表示法の監視体制について

平成29年6月29日
消費者庁

現行の食品表示法の監視体制

	食品全般(酒類を除く)	酒類	食品全般(酒類を含む)
調査事項	品質事項		衛生及び保健事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・原材料名 ・内容量 ・<u>原産地(原料の原産地を含む)</u> ・食品関連事業者 ・遺伝子組換え など 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・内容量 ・食品関連事業者 ・遺伝子組換え など 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・保存方法 ・消費期限及び賞味期限 ・添加物 ・アレルギー(酒類を除く) ・栄養成分表示 など
広域	消費者庁		消費者庁 都道府県 保健所設置市 特別区
	農林水産省 (本省＋地方農政局)		
	財務省 (国税庁＋国税局等)		
	都道府県		
県域	都道府県		
市域	指定都市		

※ 食品表示に関する対応及び情報共有等を速やかに図るため、国レベルで「食品表示連絡会議」を開催するとともに、地方レベルで、全国7ブロック及び47都道府県において「食品表示監視協議会」を開催。

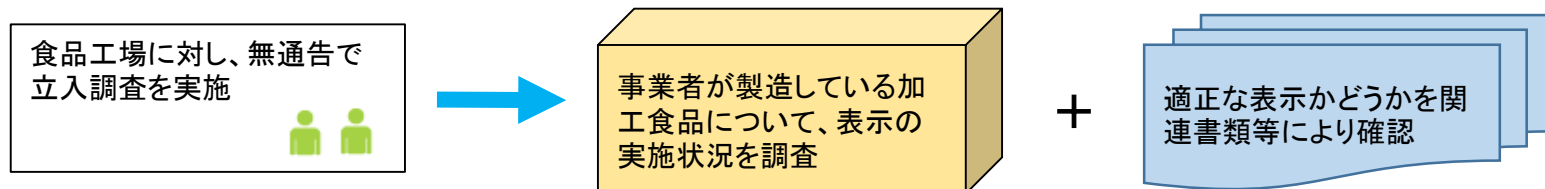
(注) 県域：事業所等が1の都道府県の区域内のみにある食品関連事業者(都道府県内食品関連事業者)
 市域：事業所等が1の指定都市の区域内のみにある食品関連事業者(指定都市内食品関連事業者)
 広域：都道府県内食品関連事業者及び指定都市内食品関連事業者以外の食品関連事業者

監視体制

監視

- 現在でも、国（消費者庁、農林水産省）及び都道府県等が、事業者への巡回立入調査などを通じて原料原産地表示の確認を行い、表示の適正化について効果を上げている。
- 可能性表示が認められる条件、大括り表示が認められる条件及び大括り表示＋可能性表示が認められる条件については、それぞれ新たに食品表示基準に規定し、厳格に運用する。
- 国別の使用実績や使用計画など、新たな表示方法の根拠となる書類の保管については、新たに食品表示基準に規定し、明確化する。
- 新たな表示方法の根拠となる書類については、監視（立入検査時）を行う際、実際に確認する。
- 食品表示制度の適正な運用のため、引き続き、効果的かつ効率的な監視に努める。

【食品工場に対する巡回立入調査の例】



食品表示の監視体制について

調査(消費者庁・農林水産省)

[疑義案件の把握]

- ・小売店舗や食品工場に対する巡回調査
- ・疑義情報(食品表示110番等)
- ・市販品を買い上げ、科学的分析

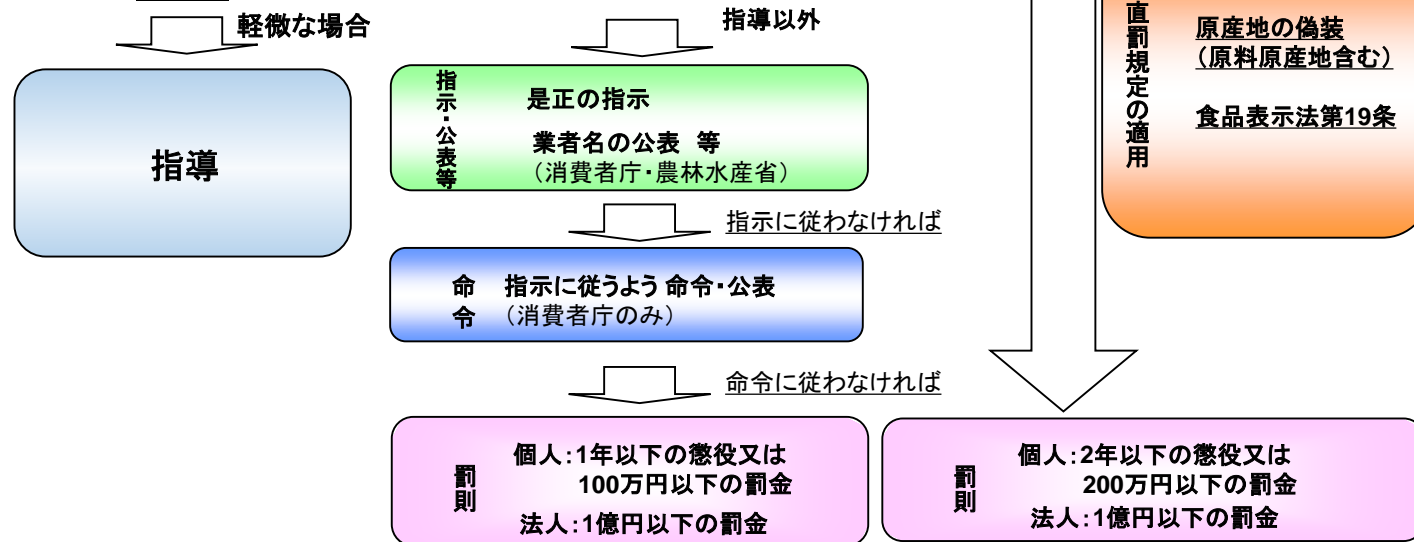


不適正表示の疑義が生じれば

[疑義案件の解明]

- ・疑義商品の表示状況や流通状況等を把握
- ・仕入・販売伝票等の関連書類やデータを検査
- ・疑義商品やその原材料の流通に関わった事業者に対する調査を実施
- ・疑義商品やその原材料を特定するため、科学的分析を活用
- ・様々なデータを分析
- ・都道府県等と連携

不適正な表示が認められた場合、「指示及び指導並びに公表の指針」に基づき



※ 都道府県等においても、相談等の窓口を設置するとともに、都道府県域業者等に対する監視・取締りを実施。

指示等の実績について

食品表示法の食品表示基準^{※1}に係る指示及び命令件数

	国 ^{※2}		都道府県等		計	
	指示	命令	指示	命令	指示	命令
25年度	14	0	37	1	51	1
26年度	14	0	20	1	34	1
27年度	5	0	23	2	28	2

食品表示法の食品表示基準^{※1}に係る指導件数

	国 ^{※2}
25年度	440
26年度	404
27年度	308

※1 25年度及び26年度については、旧JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準及び加工食品品質表示基準と読み替える。

※2 25年度及び26年度においては、消費者庁及び農林水産省を、また27年度においては、消費者庁、国税庁及び農林水産省を指す。

【原料原産地に関する指示の事例】

○国による指示の例

- ・うなぎ加工品のうなぎについて、中国産を「国産」と表示（平成27年3月）
- ・乾燥たまねぎ粉末調製品のたまねぎについて、淡路産と中国産を混合したものに「淡路産」と表示（平成26年10月）
- ・豆腐製品の原料大豆について、アメリカ産と国産を混合したものに「国産」と表示（平成26年7月）

○都道府県による指示の例

- ・バターロールについて、外国産小麦を原料として群馬県内で製粉された小麦粉を使用したものに「小麦粉(北海道産)」と表示（平成28年3月）
- ・わかめ加工品のわかめについて、外国産であるものに「鳴門水域産」と表示（平成27年11月）

食品表示の監視に関する連絡・連携体制

不適切な食品表示に関する監視を強化するため、国と都道府県との間で食品表示監視協議会を設置し、関連情報の共有等を行っているところ。

連携の一環として夏期と年末に実施している地方公共団体による食品等の表示に係る一斉取締りにおいて、平成27年度以降約110万施設に対して調査を行い、約7千件の表示違反を確認。今後とも、都道府県と連携を図りながら取り組んでいく予定。

「生活安心プロジェクト」(平成19年12月17日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会議)

不適切な食品表示に関する監視を強化するため、関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で、「食品表示監視協議会(仮称)」を設置すること等により、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう、関係省庁の間で「食品表示連絡会議(仮称)」を設置し、関連情報の共有を進める。

食品表示連絡会議

(国レベル)

構成機関

- ・消費者庁
- ・警察庁
- ・国税庁
- ・農林水産省
- ・厚生労働省

関連法令

- ・食品表示法
- ・不正競争防止法
- ・景品表示法
- ・健康増進法
- ・米トレーサビリティ法
ほか

食品表示監視協議会

(地方レベル)

全国7ブロックごと

構成機関

- ・公取委地方事務所
- ・管区警察局
- ・国税局
- ・地方厚生局
- ・地方農政局
- ・(消費者庁) ほか

47都道府県ごと

構成機関

- ・都道府県庁
(景品表示法担当部局、
食品表示法担当部局、
保健所)
- ・消費生活センター
- ・警察本部
- ・農政局支局 ほか

監視協議会の役割

- ・食の安全・安心の確保に関する情報共有・意見交換
- ・食品表示の監視における平常時及び緊急時における連絡体制の整備
- ・食品表示関係法令に関する研修会の実施

食品表示の監視に関する最近の活動状況

- 都道府県ごとの食品表示監視協議会では、関連情報の共有等のため、毎年1回以上会合を開催。その他、都道府県も参加して、食品表示関係法令等に関する全国7ブロックごとの研修会を開催。
- 平成27年度以降、保健所、指定市、都道府県等の担当者を参集し、都道府県等食品表示担当者研修を開催。本年は、6月12日～13日に原料原産地表示制度を含む食品表示基準の解釈や食品表示法の執行について研修を実施。

都道府県等による食品等の表示に係る一斉取締りの調査件数等

	調査延べ施設数	表示違反が確認された延べ施設数
平成27年度夏期	443,386	1,958
平成27年度年末	276,711	2,308
平成28年度夏期	386,041	2,531
計	1,106,138	6,797

【平成28年度実績】(食品表示監視協議会) ※九州ブロックは、熊本地震を踏まえて開催見送り。

ブロック	ブロック別協議会		ブロック内の各県ごとの協議会(合計数)	
	協議会開催回数	研修回数	協議会開催回数	研修回数
北海道	設置されていない		12	1
東北	2	0	12	2
関東	2	1	20	0
東海・北陸	1	1	12	1
近畿	1	1	14	5
中国・四国	1	1	12	0
九州	0	0	7	1
沖縄	1	0	2	1